

## 所定疾患施設療養費算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の条件を満たした場合に評価されることになりましたので、当施設ではホームページ上に「所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況」を公表いたします。

### 所定疾患施設療養費（Ⅱ）算定について

#### 【条 件】

1. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）については、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであり、1月に連続しない1日を10回算定することは認められない。
2. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
3. 対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
  - イ 肺炎
  - ロ 尿路感染症
  - ハ 带状疱疹
  - ニ 蜂窩織炎
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できる。
5. 算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を記載しておくこと。
6. 算定開始後は、治療の実施状況を公表すること。

令和4年度

| 疾患名  | 人数  | 検査内容           | 治療・処置内容                                 | 投薬内容                                     |
|------|-----|----------------|---|--|
| 肺炎   | 4名  | 診察、聴診、<br>X線検査 | クーリング、喀痰吸引<br>日常動作全般介助 酸素吸入             | レボフロキサシン ダイフェン<br>セフジトレンピボキシル            |
| 尿路感染 | 40名 | 診察・尿検査         | クーリング<br>日常動作全般介助                       | レボフロキサシン<br>アモキシシリン ダイフェン<br>セフジトレンピボキシル |
| 带状疱疹 | 0名  | 診察・抗原検査        | 投薬、軟膏塗布、ガーゼ保護<br>疼痛管理、日常動作全般介助          | アメナリーフ<br>アラセナA軟膏 カロナール<br>セレコギシブ        |
| 蜂窩織炎 | 6名  | 診察             | 投薬、軟膏塗布、疼痛管理<br>クーリング、ガーゼ保護<br>日常動作全般介助 | アモキシジリン<br>ゲンタシン軟膏                       |

|      | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | R4.1 | 2月 | 3月 | 合計  |
|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|------|----|----|-----|
| のべ日数 | 17 | 27 | 25 | 15 | 28 | 35 | 35  | 12  | 36  | 19   | 28 | 25 | 302 |
| 肺炎   |    | 8  | 4  |    |    | 10 | 10  |     |     |      |    |    | 32  |
| 尿路感染 | 17 | 19 | 21 | 15 | 18 | 25 | 25  | 12  | 21  | 19   | 24 | 13 | 229 |
| 蜂窩織炎 |    |    |    |    | 10 |    |     |     | 15  |      | 4  | 12 | 41  |